

2024年4月30日

三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

～物流「2024年問題」の課題解消に向けて～ 中継輸送専用の自動車保険を販売開始

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社(代表取締役社長:船曳 真一郎)ならびに、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(代表取締役社長:新納 啓介)は、運送業界における「2024年問題」の課題解消に向け、中継輸送専用の自動車保険として「借用事業用自動車運転中特約」を開発し、5月1日より販売を開始します。

両社は、運送事業者をはじめとする企業の諸課題の解決を支援する商品・サービスの開発等により、さまざまな社会課題の解決に貢献していきます。

1. 背景

運送業界では、2024年4月の労働基準法改正による「2024年問題」が注目されています。人口減少に伴う労働力不足に加えて、ドライバーの時間外労働の上限規制(年960時間)への対応などにより、安定的な輸送力を確保することは運送事業者が取り組むべき重要な課題となっています。

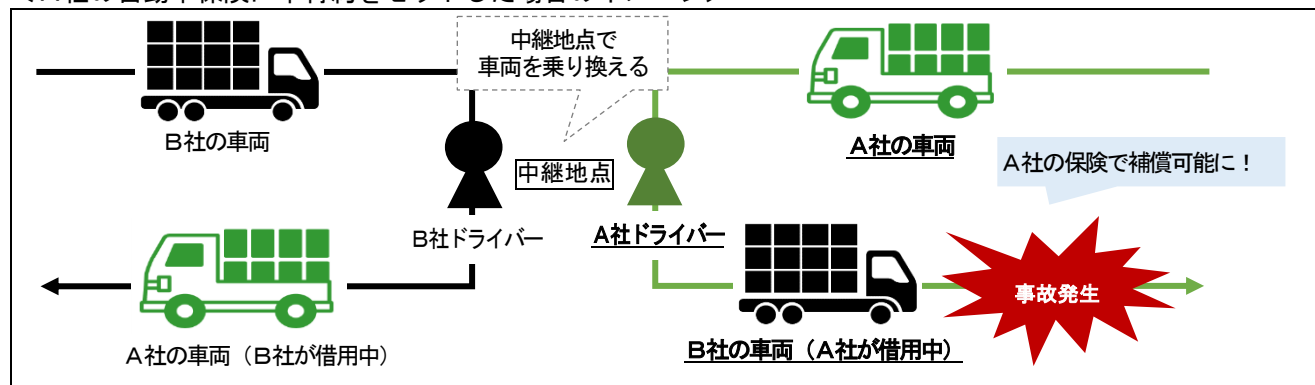
国土交通省では、長時間労働を抑制しつつドライバー不足を解消する施策として中継輸送の実施を推奨しています。中継輸送とは、長距離運行を複数のドライバーで分担する輸送方式であり、日帰り勤務が可能になるなど、労務負担の軽減が期待されています。

中継輸送には、ドライバー交替方式、トラクター・トレーラー交換方式、貨物積替え方式の3種類があり、ドライバー交替方式では、中継地点から他の運送事業者の車両を借用し運転するため、事故発生時の補償が課題の一つとなっています。

2. 「借用事業用自動車運転中特約」の概要

本特約は、ドライバー交替方式における他の運送事業者の車両を自社の車両とみなして補償します。従来は、他社ドライバーが運転中の事故でも自社の車両は自社の保険で補償するケースが多く、課題となっていたが、本特約によってその課題を解消することが可能となります。

<A社の自動車保険に本特約をセットした場合のイメージ>



対象契約	自動車保険 フリート契約 (所有かつ使用する自動車が10台以上のご契約)
セット条件	①中継輸送を実施している企業であること ②全車両一括特約および法人他車運転特約をセットしたご契約であること
補償例	・中継輸送中に借用自動車を破損させてしまった場合、本特約に加入している企業(ドライバー側)の車両保険にて修理費用を補償 ・中継輸送中に対人事故を起こしてしまった場合、本特約に加入している企業(ドライバー側)の対人賠償責任保険にて賠償保険金を補償
保険始期日	2024年5月1日以降

以上